

厚生労働部会 次第

平成29年12月18日(月)
11時30分～ 党本部702号室

【議題】 平成30年度当初予算案について
(大臣折衝事項、厚生労働大臣送り出し)

一、 開会・進行

橋本 岳 部会長

一、 平成30年度当初予算案について(大臣折衝事項)
(説明：厚生労働省)

(質疑・応答)

一、 閉会

【厚生労働省出席者】

加藤	勝信	厚生労働大臣
牧原	秀樹	厚生労働副大臣
田畑	裕明	厚生労働大臣政務官
大沼	みずほ	厚生労働大臣政務官
樽見	英樹	大臣官房長
坂口	卓	総括審議官（国会担当）
池田	千絵子	総括審議官（国際保健担当）
中村	博治	大臣官房会計課長
佐原	康之	大臣官房審議官（危機管理・科学技術・イノベーション、国際調整、がん対策担当）
武田	俊彦	医政局長
福田	裕典	健康局長
宮本	真司	医薬・生活衛生局長
宇都宮	啓	生活衛生・食品安全審議官
山越	敬一	労働基準局長
小川	誠	職業安定局長
宮川	晃	雇用環境・均等局長
吉田	学	子ども家庭局長
定塚	由美子	社会・援護局長
橋本	泰宏	大臣官房審議官（援護・人道調査、医薬品等産業振興担当）
宮崎	雅則	障害保健福祉部長
濱谷	浩樹	老健局長
鈴木	俊彦	保険局長
木下	賢志	年金局長
高橋	俊之	年金管理審議官
安藤	よし子	人材開発統括官
藤澤	勝博	政策統括官（総合政策担当）
酒光	一章	政策統括官（統計・情報政策担当）
大橋	秀行	サイバーセキュリティ・情報化審議官

【内閣府出席者】

川又	竹男	子ども・子育て本部審議官
----	----	--------------

大臣折衝関係 参考資料

平成29年12月18日

厚生労働省

経済財政運営と改革の基本方針2015,2017(抜粋)

経済財政運営と改革の基本方針2015(抜粋)(平成27年6月30日閣議決定)

「経済・財政一体改革」の取組―「経済・財政再生計画」

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

[1] 社会保障

(基本的な考え方)

社会保障分野については、社会保障・税一体改革を確実に進めつつ、経済再生と財政健全化及び制度の持続可能性の確保の実現に取り組み、世界に冠たる国民皆保険・皆年金の維持そして次世代へ引き渡すことを目指した改革を行う。(中略)

安倍内閣のこれまで3年間の経済再生や改革の成果と合わせ、社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び(1.5兆円程度)となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度まで継続していくことを目安とし、効率化、予防等や制度改革に取り組む。この点も含め、2020年度に向けて、社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す⁶⁰。

⁶⁰ 安定的な財源を確保して実施する追加的な歳出増加要因(子ども子育て・家族支援等)については別途考慮する。

経済財政運営と改革の基本方針2017(抜粋)(平成29年6月9日閣議決定)

第4章 当面の経済財政運営と平成30年度予算編成に向けた考え方

2. 平成30年度予算編成の基本的考え方

(1)「経済・財政再生計画」の着実な実行

平成30年度は、集中改革期間の3年目であり、平成28年度・29年度に引き続き、「経済・財政再生計画」を着実に実行し、その軌道を確認するのにしていく必要がある。

平成30年度予算編成においては、「経済・財政再生計画」、「経済・財政再生アクション・プログラム」、改革工程表にのっとり、経済・財政一体改革を加速する。

平成30年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について(抜粋)[平成29年7月20日閣議了解]

1. 要求・要望について

各省大臣は、以下に規定する額について適正に積算を行い、要求・要望を行う。

(1) 年金・医療等に係る経費

年金・医療等に係る経費については、前年度当初予算における年金・医療等に係る経費に相当する額に高齢化等に伴う増加額として6,300億円を加算した額の範囲内において、要求する。

なお、上記増加額について、平成25年度予算から平成29年度予算までと同様、経済再生やこれまでの改革等の効果を引き続き適切に見込むとともに、過去5年間の増加額が高齢化による増加分に相当する伸びとなっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を平成30年度まで継続していくことを目安とし、年金・医療等に係る経費について、「経済・財政再生計画 改革工程表」に沿って着実に改革を実行していくことを含め、合理化・効率化に最大限取り組み、その結果を平成30年度予算に反映させることとする。

平成30年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位: 億円)

事 項		事 業 内 容	平成30年度 予算案 ^(注1)	(参考) 平成29年度 予算額
子ども・子育て支援		子ども・子育て支援新制度の実施	0.7兆円程度	6,526
		社会的養護の充実		416
		育児休業中の経済的支援の強化		17
医療 ・ 介護	医療・介護サービスの 提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	0.1兆円程度	904 442
		地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分 (介護職員の処遇改善等) ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	0.2兆円程度	724 1,196 429
	医療・介護保険制度 の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	調整中	612
		国民健康保険への財政支援の拡充		3,564
		被用者保険の拠出金に対する支援		700
		70歳未満の高額療養費制度の改正		248
		介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化		221
	難病・小児慢性特定 疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用 等	0.2兆円程度	2,089
年 金		年金受給資格期間の25年から10年への短縮	0.07兆円程度	256
		遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大		44
合 計			調整中	18,388

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。

(注2) 消費税増収分と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用し、上記の社会保障の充実の財源を確保。

平成30年度診療報酬改定について

- 医療機関の経営状況、賃金・物価の動向等を踏まえつつ、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年以降を見据え、質が高く効率的な医療提供体制を構築し、国民皆保険の持続可能性を確保しながら、国民一人一人が状態に応じて必要なサービスを受けられるよう、診療報酬改定を行う。

医療機関の経営状況(医療経済実態調査)

【損益状況】

- 一般病院全体の損益率は、悪化傾向にあり、28年度は▲4.2%となっている(19年▲5.6%、20年▲4.4%に次ぐ低さ)。
- 医療法人については、28年度は1.8%(17年1.3%、20年1.4%に次ぐ低さ)。

【一般病院の損益率】

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
全体	▲1.7%	▲3.1%	▲3.7%	▲4.2%
国公立を除く全体	0.4%	▲0.3%	0.4%	0.1%
医療法人	2.1%	2.0%	2.1%	1.8%
国立	3.3%	▲0.3%	▲1.3%	▲1.9%
公立	▲8.3%	▲11.3%	▲12.8%	▲13.7%

前回改定の直前の損益率

今回改定の直前の損益率

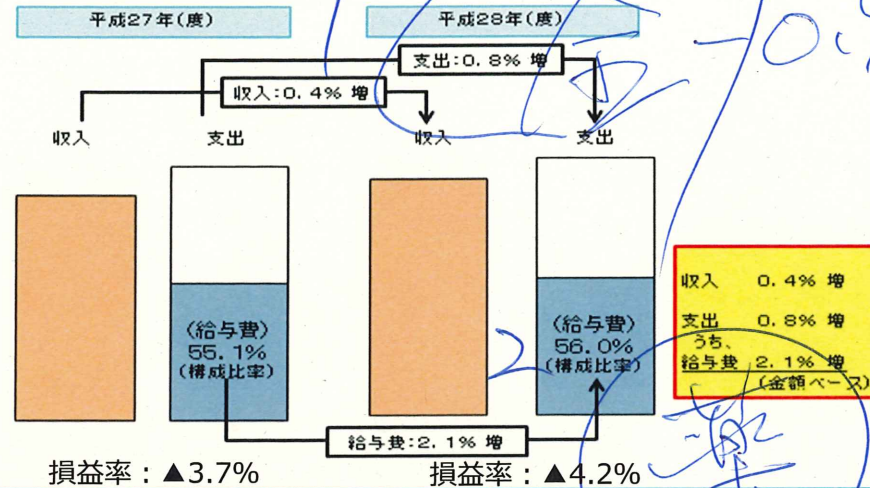
(注) 国公立を除く全体には、医療法人のほか、日赤、済生会、厚生連等の公的医療機関が含まれる。

直近の改定率(平成28年度)

薬価等	本体
▲1.33% (▲1.52%)	+0.49%

(注) ()内は薬価の市場拡大再算定(通常分)を加えたもの

【一般病院全体の収支状況】



- 28年度は収支差▲4.2%となり、28年度改定前(27年度)と比べて▲0.5%。

- 収入が0.4%増加となる一方、支出が0.8%増加。

特に給与費が2.1%増加。

(金額ベース)

賃金・物価

【賃金関係】

- 他産業の賃金の伸びと比べると、医療分野の賃金の伸びは低い。
- 平成29年4月～8月の賃金は、平成28年までと比べると、上昇傾向にある。

【物価関係】

- 平成29年4月～9月の物価は、前年度同期と比べると、0.5%の上昇となっている。

【参考】 平成27年度 0.2%
平成28年度 ▲0.1%
平成29年度 0.5%

【全産業と医療分野の賃金の伸びの比較】

(「人事院勧告」、「毎月勤労統計調査」について、26年を100として指数で表示)



平成30年度介護報酬改定について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、国民1人1人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現」、「多様な人材の確保と生産性の向上」、「介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保」を図る。

介護事業者の経営状況(介護事業経営実態調査)

【収支差の状況】

- 全産業の収支差率が改善傾向にあるなか、介護サービスの収支差率は悪化傾向

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
介護サービス全体	7.8%	4.8%	3.8%	3.3%
特別養護老人ホーム	8.7%	3.0%	2.5%	1.6%
訪問介護	7.4%	7.4%	5.5%	4.8%
通所介護	11.4%	8.3%	7.1%	4.9%

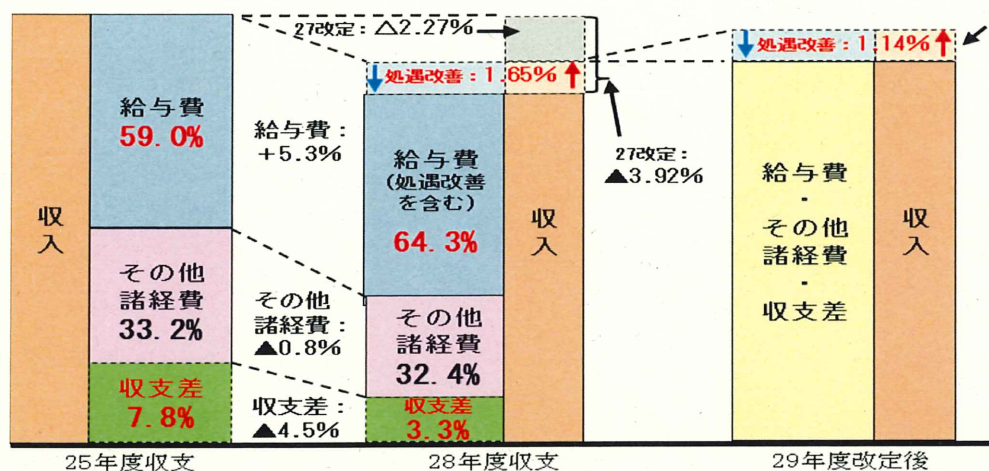
前回改定の直前の収支差率 今回改定の直前の収支差率

全産業	4.0%	4.2%	4.2%	4.7%
-----	------	------	------	------

直近の改定率

改定時期	改定率
平成27年改定	▲2.27% (処遇改善を除くと ▲3.92%)
平成29年改定 (臨時改定: 処遇改善)	+1.14%

【介護サービスの収支の構造(イメージ)】



- 人手不足で給与比率が上昇。給与比率は、5.3%の増となっている。
- 処遇改善加算は、事業所の収支差を改善させない。
- 施設・設備基準があり、その他経費の節約も限界。

賃金・物価

【賃金関係】

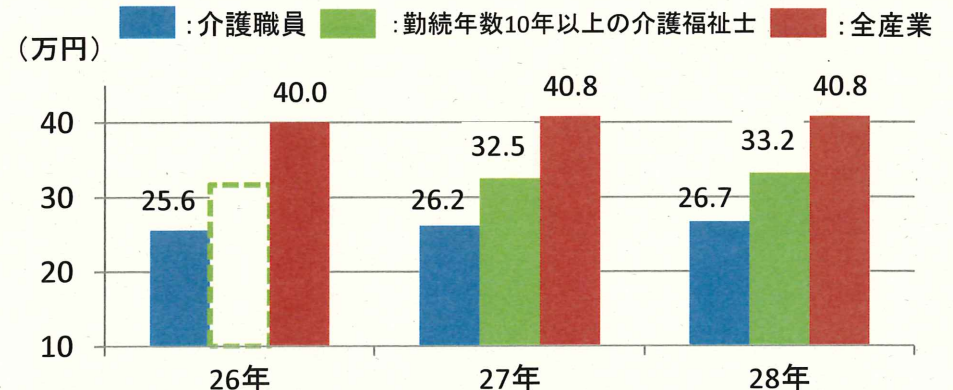
- 介護職員と全産業との賃金差は依然として存在。

【物価関係】

- 平成29年4月～9月の物価は、前年度同期と比べると、0.5%の上昇となっている。

【参考】

平成27年度	0.2%
平成28年度	▲0.1%
平成29年度	0.5%



※平成26年の勤続年数10年以上の介護福祉士の賃金については調査を実施していない。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について

- 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応し、また、「自立生活援助」など法改正により創設された新サービスの報酬を設定するため、報酬改定を行う。

障害福祉サービス事業の経営状況(障害福祉サービス等経営実態調査)

【収支差の状況】

○全産業の収支差率が改善傾向にあるなか、障害福祉サービスの収支差率は悪化傾向

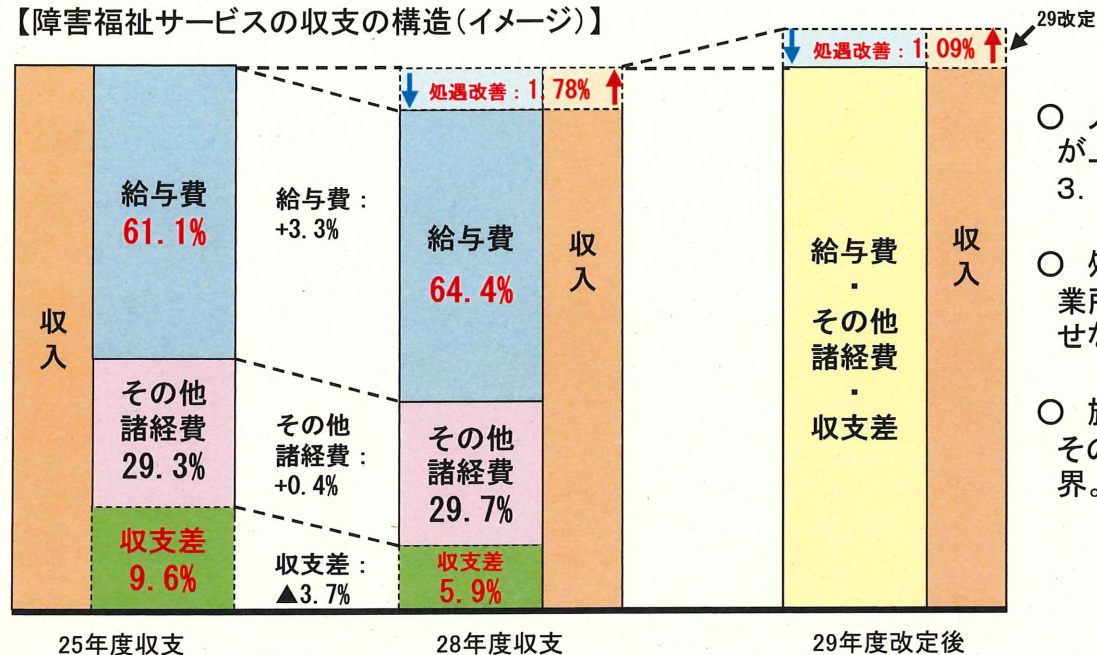
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
障害福祉サービス全体	9.6%	6.7%	6.7%	5.9%
居宅介護	9.4%	8.3%	6.2%	5.9%
生活介護	13.4%	6.9%	6.8%	5.3%
就労移行支援	16.8%	12.1%	11.6%	9.5%
計画相談支援	2.4%	▲0.7%	2.5%	1.0%

前回改定の直前の収支差率

今回改定の直前の収支差率

全産業	4.0%	4.2%	4.2%	4.7%
-----	------	------	------	------

【障害福祉サービスの収支の構造(イメージ)】



○ 人手不足で給与比率が上昇。給与比率は、3.3%の増となっている。

○ 処遇改善加算は、事業所の収支差を改善させない。

○ 施設・設備基準があり、その他経費の節約も限界。

直近の改定率

改定時期	改定率
平成27年改定	± 0% (処遇改善を除くと ▲1.78%)
平成29年改定 (臨時改定: 処遇改善)	+ 1.09%

賃金・物価

※賃金等の状況は介護と同様

(参考)近年の診療報酬・介護報酬・障害報酬改定率の推移

	診療報酬 国民医療費:42.4兆円(平成27年度)			介護報酬 費用額:9.8兆円 (平成27年度)	障害報酬 給付費:2.3兆円(28年度)
	全体(ネット)改定率	薬価等改定率 (医療費ベース)	本体改定率 (医療費ベース)	改定率	改定率
平成10年度(1998年度)	▲1.3%	▲2.8%	+1.5%	-	-
平成12年度(2000年度)	+0.2%	▲1.7%	+1.9%	-	-
平成14年度(2002年度)	▲2.7%	▲1.4%	▲1.3%	-	-
平成15年度(2003年度)	-	-	-	▲2.3%	-
平成16年度(2004年度)	▲1.0%	▲1.0%	±0%	-	-
平成18年度(2006年度)	▲3.16%	▲1.8%	▲1.36%	▲0.5%[▲2.4%] ※[]は平成17年10月改定分を含む	-
平成20年度(2008年度)	▲0.82%	▲1.2%	+0.38%	-	-
平成21年度(2009年度)	-	-	-	+3.0%	+5.1%
平成22年度(2010年度)	+0.19%	▲1.36%	+1.55%	-	-
平成24年度(2012年度)	+0.004%	▲1.375%	+1.379%	+1.2%	+2.0%
平成26年度(2014年度)	通常改定分	▲1.26%	▲1.36%	+0.1%	-
	消費税対応分	+1.36%	+0.73%	+0.63% (消費税対応分)	+0.69% (消費税対応分)
	合計	+0.1%	▲0.63%	-	-
平成27年度(2015年度)	-	-	-	▲2.27%	0%
平成28年度(2016年度)	通常改定分	▲0.84%	▲1.33%	+0.49%	-
	薬価市場拡大再算定 (通常分)を加えたもの	▲1.03%	▲1.52%	+0.49%	-
平成29年度(2017年度)	-	0.9	1.45	+0.55	+0.57
				+1.14% (臨時:処遇改善対応分)	+1.09% (臨時:処遇改善対応分)

社会保障審議会 生活保護基準部会における検証結果

1 生活扶助基準の検証

(1) 生活扶助基準の水準の妥当性の検証(高さ比べ)

夫婦子一人世帯をモデル世帯として、年収階級第1・十分位の一般世帯の平均生活扶助相当支出額と、現行の生活扶助基準額を比較

⇒ 概ね均衡していた

夫婦子一人世帯の生活扶助基準額と
消費支出額との比較
概ね均衡

約13万6千円 約13万6千円



(2) 年齢、世帯人員、居住地域別にみた消費実態の検証

年齢・世帯人員・居住地域(級地)別に、消費実態と現行基準額とを比較

- ⇒
- 都市部の高齢単身世帯や、夫婦子2人世帯、多人数世帯については、現行の生活扶助基準額が、一般低所得世帯の消費支出額より高い
 - その他の世帯類型については、それぞれ、生活扶助基準額が高いものや低いものなどばらつき

夫婦子一人世帯の平均生活扶助基準額(現行) 第1・十分位の平均生活扶助基準額(第1～5・五十分位平均)

2 有子世帯の扶助・加算の検証

(1) 児童養育加算 現行: 月1万円 (3歳未満、第3子以降3歳～小学生1.5万円) / 中学生まで

現行では児童手当見合いにより支給されており、生活扶助本体との重複が指摘

⇒ 子どもの自立助長を図る観点から、子どもの健全育成に係る費用(具体的には学校外活動費用)を加算

(2) 母子加算 現行: 母子(子ども1人)の場合 平均月約2.1万円

費用の必要性や設定根拠が不明確との指摘

⇒ 子どものいる家庭の消費実態を分析し、ひとり親世帯が、ふたり親世帯と同等の生活水準を保つために必要となる費用を加算

(3) 教育扶助・高等学校等就学費

クラブ活動費の実費支給化、入学準備金(ランドセル、制服等の購入費)の増額、高校受験料支給回数拡大

⇒ 具体的な生活保護基準額の見直し案については、生活保護基準部会報告書及び与党の意見も踏まえ、世帯への影響も勘案しながら、予算編成過程において政府として策定

生活困窮者・生活保護受給者の自立支援

生活困窮者・生活保護受給者の自立支援の充実

- 生活困窮者の自立をより一層推進するため、自立相談支援、家計相談支援、就労準備支援の一体的実施の推進や子どもの学習支援の充実・強化、居住支援の推進などの取組を行う。

(参考) 「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」報告書(関連の内容)

- ・ 就労準備支援事業、家計相談支援事業は、取り組みやすくなる事業実施上の工夫、都道府県による実施上の体制の支援、自立相談支援事業と一体的な支援の実施が重要。法律上の必須事業とすることも目指しつつ、全国の福祉事務所設置自治体で実施されるようにする。
- ・ 就労準備支援事業について、年齢要件を撤廃。資産収入要件を必要以上に限定しないよう見直す。
- ・ 社会的に孤立している生活困窮者に対し、必要な見守りや生活支援、緊急連絡先の確保などを行い、地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うことにも寄与する取組を新たに制度的に位置づけ。
- ・ 子どもの学習支援事業について学習支援のほか、生活習慣・環境の向上等の取組も事業内容として明確化。

- 生活保護世帯の子どもの大学等への進学の実支援等、生活保護受給者の自立・就労支援を推進する。

(参考) 「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」報告書(関連の内容)

- ・ 生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、生活保護特有の事情が障壁になることがないように、制度を見直す。

生活保護の適正実施

- レセプト点検を活用した医療扶助の適正化などの取組を行い、生活保護の適正実施を推進する。

「子育て安心プラン」の前倒し実現のための事業主拠出金の拡充について

- 子ども・子育て拠出金を0.3兆円を上限に増額し、拠出金率(法定上限)を0.25%→0.45%に変更。
- 増額分は、2018年度から実施する「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(0.1兆円程度)と保育の運営費(0歳～2歳児相当分。0.2兆円程度)に充てる。
- 中小企業に対しては、企業主導型保育事業の運営費における企業自己負担部分を軽減する等の助成策を検討する。
＜「新しい経済政策パッケージ」＞

(参考)

子ども・子育て拠出金について

- 平成29年度子ども・子育て拠出金収入 **3,969**億円
 - 【充当先】 児童手当等交付金 **1,832**億円
 - 企業主導型保育事業 **1,313**億円
 - 地域子ども・子育て支援事業 **813**億円 (放課後児童クラブ、病児保育、延長保育)
- 拠出金率 平成28年度：**0.20**% 平成29年度：**0.23**% 法定上限：**0.25**%

企業主導型保育事業について

- 平成28年度より、**企業等からの事業主拠出金を財源とする「仕事・子育て両立支援事業」**の中で、**企業主導型保育事業**を創設。平成29年度までに**7万人分**の整備を実施し、「子育て安心プラン」の前倒し実施を図っている。(平成29年度予算 **1,313**億円)。
- 平成28年度助成決定状況
助成決定 **871**施設 利用定員数 **20,284**名 ※平成29年3月30日現在

子ども・子育て支援新制度における公定価格の適正化について

- 公定価格全体の適正化については、経営実態調査のあり方を検証しつつ、経営実態や収益性、公費負担の範囲などの観点から早急に検討を加える。

(参考) 平成29年度 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査 (H29.11.14公表) 集計結果

- 収支の状況

- 収支差率は、私立保育園：5.1%、私立幼稚園：6.8%、私立認定こども園：9.0%

- (平成28年度プレ調査 私立保育園：7.6%、私立幼稚園：11.3%、私立認定こども園：14.2%)

児童扶養手当制度の見直しについて

1. 手当の支給回数の見直し【法改正事項】

手当の支給回数

現行：年3回（4月、8月、12月） → 年6回（奇数月の隔月支給）
（平成28年改正法附帯決議事項）

2. 所得制限限度額の見直し【政令改正事項】

所得制限限度額（全部支給）※

現行：130万円（2人世帯） → 「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」（29.12.15公表）を踏まえ見直し

※ 所得が130万円を超えると一部支給となり、365万円を超えると全額支給停止となる。

児童手当制度の概要

支給対象	○中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)	所得制限 (夫婦と児童2人)	○所得限度額（年収ベース） ・960万円未満 ※主たる生計者の所得により判断
手当月額	○0～3歳未満 一律15,000円 ○3歳～小学校修了まで ・第1子、第2子:10,000円 (第3子以降:15,000円) ○中学生 一律10000円 ○所得制限以上 一律5,000円 (当分の間の特例給付)	受給資格者	○監護生計要件を満たす父母等 ○児童が施設に入所している場合は施設の設置者等
		実施主体	○市区町村(法定受託事務)
		支払期月	○毎年2月、6月及び10月
費用負担	○ 児童手当等の財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金で構成されている。 事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率を乗じて得た額。		
財源内訳 (29年度予算)	[給付総額] 2兆1,985億円 (うち特例給付分 761億円) うち国費 1兆2,175億円 うち国費 490億円)		

【財政審の指摘】

- 児童手当の所得制限について、足元の状況変化等を踏まえ、「主たる生計者」のみの所得で判断するのではなく、保育料と同様、世帯合算で判断する仕組みに変更すべきではないか。
- 児童手当の所得制限を超える者に対しては「当分の間」の措置として特例給付が支給されているが、効果的・効率的な支援とするため、廃止の方向で見直しを行うべきではないか。